

非常変災時における臨時休業等の措置について

【令和5年度】

台風・地震発生等の非常変災時における臨時休業等の措置については、次のとおり行いますので、よくご覧になり、テレビやラジオ放送で発表内容と時刻をご確認の上、お間違いないようお願いします。

また、非常変災時には関係機関等からの緊急連絡を受けるため、学校の電話回線を確保する必要があります。ミマモルメ等でご連絡しますので、電話によるお問い合わせは、できる限りご遠慮ください。

1 尼崎市に『大雨警報』・『洪水警報』・『暴風（暴風雪を含む）警報』及びこれらに係る『特別警報』が発令された場合

- (1) 午前7時現在で発令中の場合 ※給食は中止になります。

生徒は、自宅待機とします。

引き続き、午前9時現在で『上記の警報』が発令中の場合

生徒は、臨時休業とします。

- (2) 午前9時までに解除された場合 ※給食は中止のため、午前中で下校します。

生徒は、午前9時40分をめどに登校する。（2校時からの授業を行います。）

- (3) 授業中に発令された場合

※原則、給食中止で下校しますが、学校待機が必要な場合、配送可能であれば給食を検討します。

状況に応じて、生徒を学校待機、または帰宅させる等の対応をとります。

- (4) 上記以外の警報、大雨・洪水等の注意報が発令された場合は、平常どおりに授業を行いますので、

生徒は安全に注意しながら登校してください。

大型の台風が直撃するなど、警報等の発表が明らかに予測される場合は、警報の発表の有無に関係なく

臨時休業措置をとる場合があります。（前日に、翌日を臨時休業とする措置の決定をする場合もあります。）

2 尼崎市に『震度5弱以上』の地震が発生した場合 ※給食は中止になります。

- (1) 登校前に発生した場合（授業日の前日及び当日）

生徒は、臨時休業とします。

- (2) 登校後に発生した場合

状況に応じて、生徒を学校待機、または帰宅させる等の対応をとります。

- (3) 登下校中に発生した場合

生徒自身で、最も安全と考えられる場所（学校・自宅・強固な建物等）に避難する。

学校に避難してきた生徒については、状況に応じて、学校待機や帰宅させる等の対応をとります。

3 その他

- (1) 非常変災の発生にかかわらず、校長が生徒の安全確保が難しい状況であると判断した場合などは、臨時休業の措置をとる場合があります。
- (2) 臨時休業等の措置については、『ミマモルメ』、『ホームページ』等により情報発信していきますが、停電等の状況により発信できない場合があります。
- (3) 万一、ご家庭や生徒が災害にあわれたときは、学校にご連絡ください。

連絡先 尼崎市立園田中学校

住所：尼崎市食満1丁目1番1号 電話：06-6491-0775 FAX：06-6491-0774